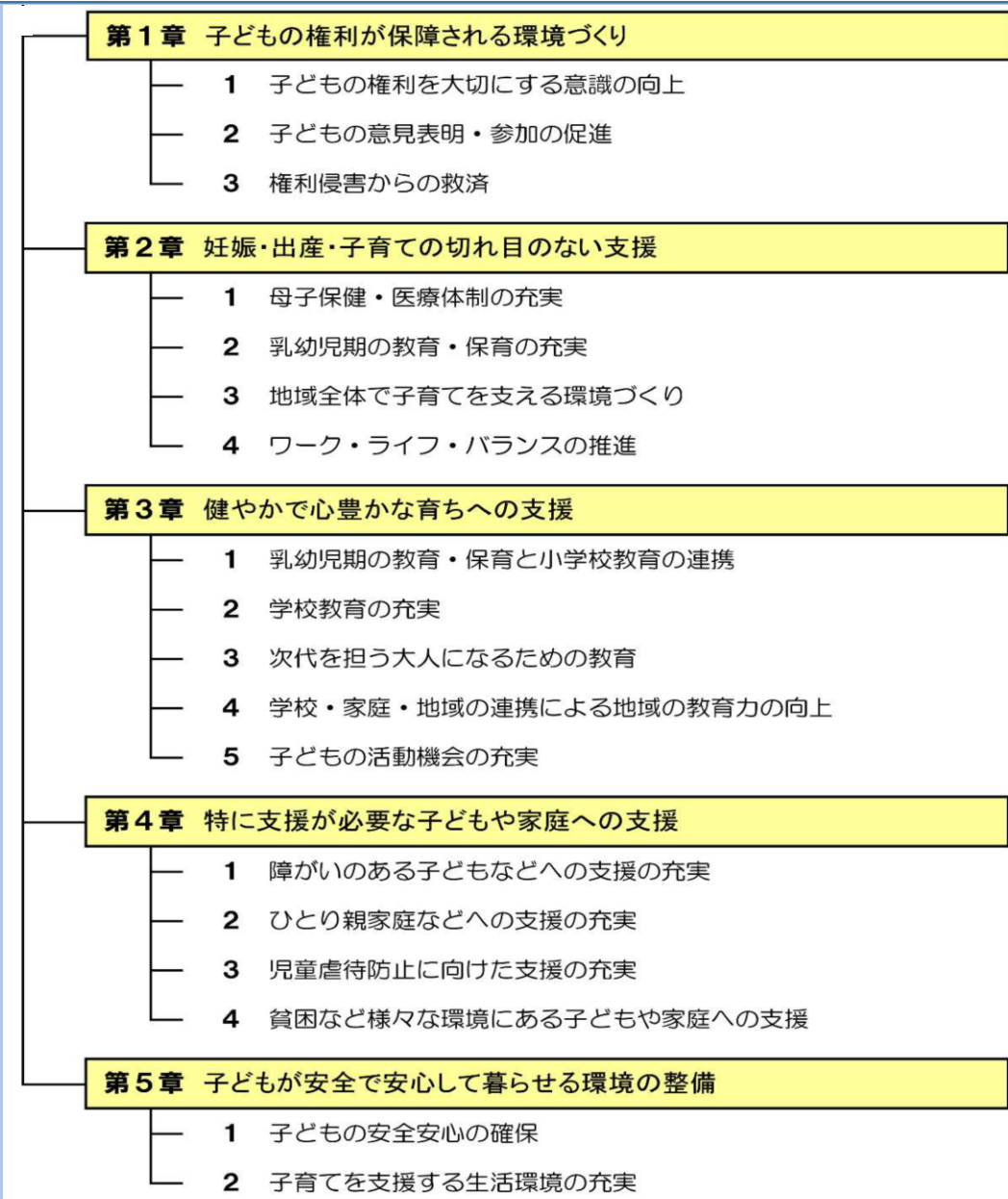


1 青森市子ども総合プラン

- 位置付け
次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
「青森市新総合計画—元気都市あおもり市民ビジョン—後期基本計画」の分野別計画
- 計画期間
平成28年度から32年度までの5年間
- 基本理念と目標
 - ・「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障
 - ・子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり <子ども支援>
 - ・大人が安心して子育てできる環境づくり <子育て支援>



2 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画

- 位置付け
「子どもの権利条例」第15条に基づく、「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進するための行動計画
- 計画期間
平成28年度から32年度までの5年間
- 基本的な考え方（条例第3条）
 - ・子どもの最善の利益を優先して考えること
 - ・子ども一人一人が権利の主体として尊重されること
 - ・子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること



3 計画の推進

両計画の推進に当たっては進捗度を測るために設定した指標などを通じ、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うこととなっております。